

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、全日本港湾労働組合関西地方本部から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 3 年 11 月 19 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

年末一時金等

令和 3 年 11 月 10 日

厚生労働大臣 後藤 茂之

別 記

三井倉庫サプライチェーンソリューション株式会社、ロジスティックオペレーションサービス株式会社、一般社団法人日本貨物検数協会（以上、東京都）、ケイヒン海運株式会社（神奈川県）、日興サービス株式会社（愛知県）、株式会社共和商会、光南鉄鋼株式会社、株式会社サンユースサービス、株式会社日東陸運、株式会社リクサストラスト、株式会社協和化工、樽本機工株式会社、大一運輸株式会社、港石油株式会社、大正埠頭作業株式会社、日栄港運株式会社、朽木協鐵輸送株式会社、大阪港埠頭ターミナル株式会

社、関西海運株式会社、加藤運輸株式会社、大商海運株式会社、大東港運株式会社、新正大運輸株式会社、此花荷役作業株式会社、日本塩回送株式会社、大阪機船株式会社、一心港運株式会社、阪南港運株式会社、株式会社大森廻漕店、株式会社スミサク、第一商事株式会社、大和運輸株式会社、中谷運送株式会社、株式会社藤井商会、共和運輸株式会社、日鉄日新海運株式会社、株式会社リクサス、太陽陸運株式会社、三星海運株式会社、株式会社オーエスティ物流、ミナト産業株式会社、株式会社中井商店、大阪サンエー物流株式会社、さくらタクシー株式会社、ナニワ生コン株式会社、株式会社豊菱、梅南鋼材株式会社、第工株式会社大阪支店、一般社団法人全日検大阪支部、西日鋼運輸株式会社、一般財団法人大阪港湾福利厚生協会、丸一海運株式会社、郵船港運株式会社、CMA CGM JAPAN KK OSAKA BRANCH、株式会社大運、新富運送株式会社、三郵海陸運輸株式会社、三信運輸株式会社、株式会社永尾運送、大洋運輸株式会社、三林運送株式会社、天神運輸倉庫株式会社、株式会社後藤回漕店、三協運輸株式会社、日本郵便輸送株式会社、近畿木材輸送株式会社、鶴丸運輸株式会社、大阪シティフレイト株式会社、浪速建設運輸株式会社、大阪平岩運輸株式会社、大阪海運株式会社、大阪荷役株式会社、名阪船舶株式会社、株式会社城東組、株式会社近通、太平ビルサービス大阪株式会社（以上、大阪府）、神崎運輸株式会社、尼神運輸株式会社、菱和運輸株式会社、ナニワ生コン株式会社尼崎工場、商船港運株式会社、日本コンテナ輸送株式会社、菱倉運輸株式会社、株式会社上組、日本高速輸送株式会社、神港コンテナ輸送株式会社、日本運送株式会社、共栄運送株式会社、神陸コンテナ輸送株式会社、株式会社阪神海上コンテナ運輸、株式会社サン・トランスポート、株式会社小林運輸、

五洋港運株式会社、内外フォーディング株式会社、日本包装運輸株式会社、株式会社神戸フェリーセンター、京阪神道路サービス株式会社、株式会社レックス、日章トランス株式会社、阪神コンテナビジネス株式会社、国際コンテナ輸送株式会社、株式会社新神戸セキュリティ、株式会社川崎コンテナ運輸、株式会社ジャパンエクスプレス、一般社団法人全日検神戸支部、トールウェイサービス株式会社、阪神高速トール神戸株式会社、富士テクノトランス株式会社、神菱港運株式会社、義勇海運株式会社、早駒運輸株式会社、早駒運輸株式会社神戸繁離船センター、洲本 G 船舶有限会社、大阪湾水先人会、大阪湾パイロットボート株式会社、互惠海運株式会社、ケイヒン海運株式会社神戸営業所、義勇梱包株式会社、尼崎北運送株式会社、南部運送株式会社、本四海峡バス株式会社本社、本四海峡バス株式会社洲本営業所、本四海峡バス株式会社大磯営業所、本四海峡バス株式会社淡路営業所、加古川タクシー株式会社、播州吉川輸送株式会社、株式会社清水運輸作業、株式会社後藤回漕店、山陽バス株式会社本社垂水営業所、神戸市交通局清水が丘営業所、山陽バス株式会社小東山営業所、神戸交通振興株式会社本社、神戸交通振興株式会社神戸市交通局魚崎営業所、株式会社セラテクノ（以上、兵庫県）、日ノ丸西濃運輸株式会社（鳥取県）、進栄運輸株式会社（岡山県）、加藤海運株式会社広島支店（広島県）、本四海峡バス株式会社徳島営業所、本四海峡バス株式会社マリンプピア営業所（以上、徳島県）、別府ポートサービス株式会社九州営業所（大分県）